

業務運営評価制度に基づく平成14年度年間事業評価書について

1. 国際協力銀行（総裁：篠沢恭助）は、本日、平成14年度年間事業評価書及び同評価に係る外部有識者委員会（座長：高木勇三日本公認会計士協会理事）の意見書を公表した。
2. 本行は、自ら業務運営の方向性・目標を定め、その達成状況を評価する「業務運営評価制度」を平成14年度より導入している。本評価書は、同制度の下初めて実施した評価の結果であり、意見書は外部有識者委員会によるその妥当性に関する検討結果及び制度の今後の運用改善に向けた意見を取りまとめたものである。
3. 本評価は、制度の下で作成された「年間事業計画」の各「課題」への取り組み状況について、「課題」への具体的な取り組みとして計画の中に含まれている「目標/取り組み例」及び計画に含まれてない「目標/取り組み例」について、「指標」に基づく業務の量的側面及び質的側面の評価を総合化することで行っている。

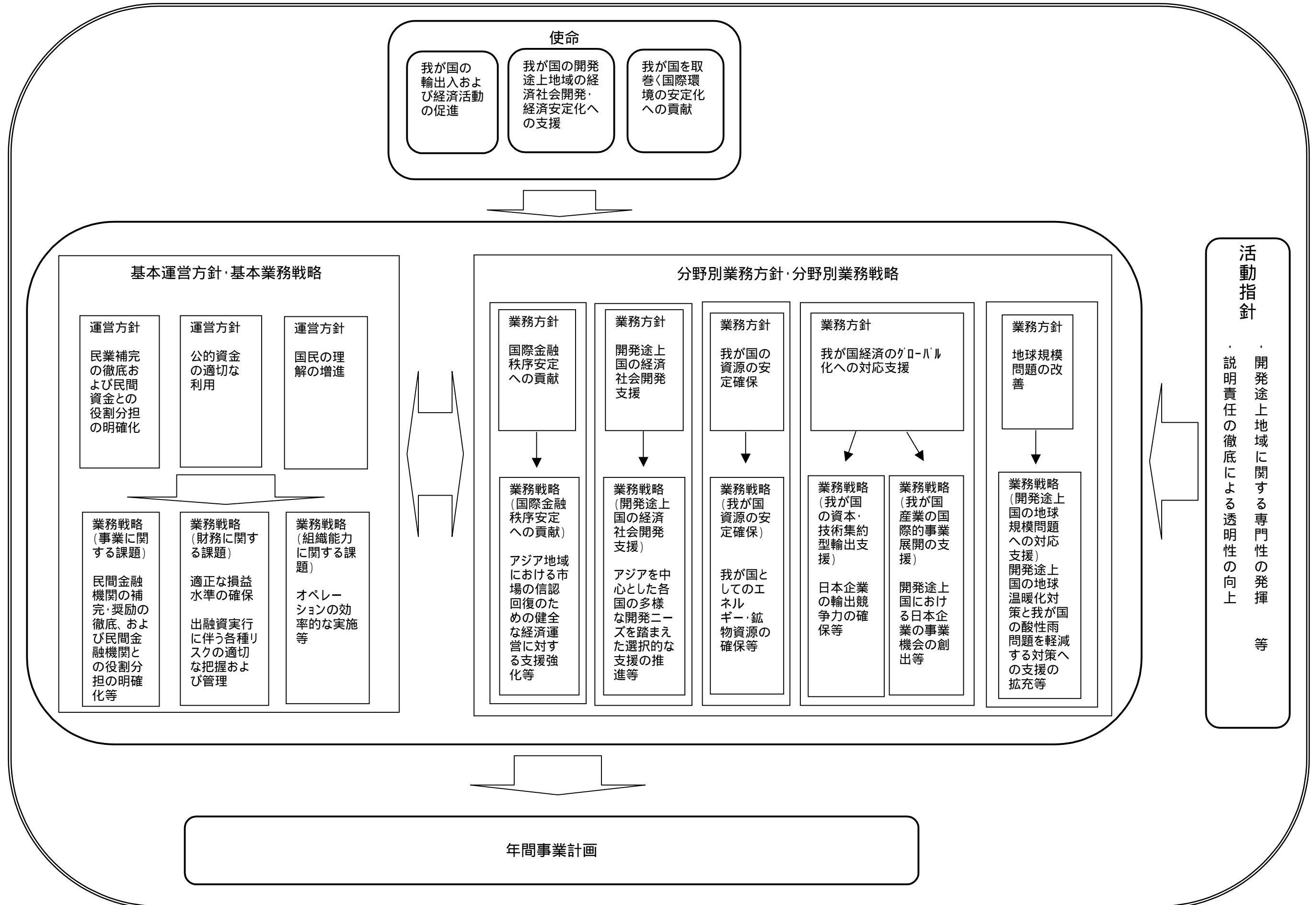
（別添）

評価書及び意見書の詳細はホームページ（<http://www.jbic.go.jp>）をご参照ください。

以 上

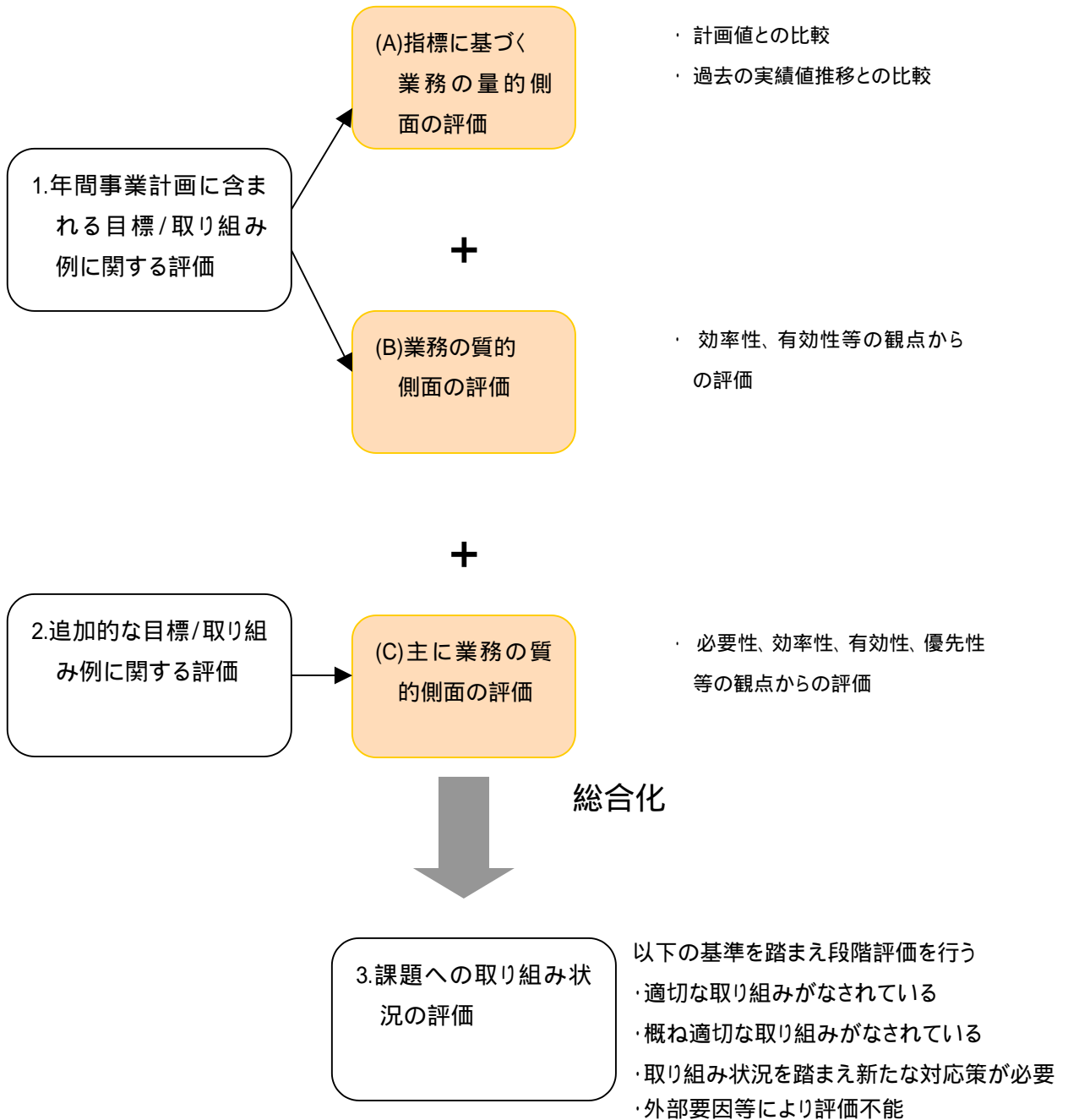
業務運営評価制度の概要

別添



「課題毎の評価の総合化と段階評価」

目標/取り組み例の評価を課題毎に総合化し、段階評価を実施する。



課題への取り組み状況の評価

分野		課題	課題への取り組み状況の評価		
			適切	概ね適切	
基本	事業課題	民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化			引き続き我が国民間金融機関の状況等に留意しつつ課題への対応を図ることが必要。
		効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用			今後これら包括的支援の成果、経験の整理を行うとともに、産業界のニーズを発掘しながら、他国、他のセクターでも取り組みを進めることが必要。
		国際機関・他国公的機関との積極的連携			今後とも効率的な連携、協議による効果の把握と向上が必要。
		環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み			地域住民等からの意見の聴取、環境改善に貢献する案件への支援等、課題への適切な取り組みがなされている。
		中堅・中小企業向け支援内容の充実			引き続き支援内容の充実に努めることが必要。
	財務課題	適正な損益水準の確保			政府による債務救済方式の見直しに伴い特別損失を計上したが、経常利益では概ね適正な損益水準が確保されている。
		出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理			政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を踏まえ、概ね適切な取り組みがなされている。
		オペレーションの効率的な実施			さらにオペレーションの効率的な実施に努めることが必要。
	組織課題	我が国国民の意見・要請の適切な反映			NGOとの協議会、地方公共団体との協力等、課題への適切な取り組みがなされている。
		利用者の視点に立った業務の改善			アンケート調査等を利用して聴取した利用者のニーズを踏まえ、具体的な対応策の立案、実施が必要。
		情報公開・広報活動の推進			今後も国民の情報ニーズに適切に応えるよう努めることが必要。
国際金融秩序安定への貢献	アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化			引き続き、マクロ経済動向のモニタリング結果を踏まえた適時適切な対応に努め、協議結果の開発途上国政策への反映に配慮して行くことが必要。	
	アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化			現地調査を含む定期的なマクロ経済調査等、課題への適切な取り組みがなされている。	
	アジア各国の国際金融市場における資金調達支援			民間資金の安定的な調達や活用を実現するために、今後、具体化が見込まれるアジア債券市場育成構想等に対応したさらなる取り組みが必要。	
開発途上国の経済社会開発支援	アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進			今後、開発ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に対応するため、現地での取り組みの強化が必要。	
	貧困削減への対応の強化			貧困削減への取り組みを重視する国内外の議論を踏まえ、インフラ整備を通じた経済成長による対応も含めて、引き続き貧困削減に資する案件の着実な発掘、形成に取り組むことが必要。	
	開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援			人材育成の拡充に対する支援は、中進国を含め案件の発掘、形成を進める等、対応の強化が必要。	
	知的協力の推進			今後、相手国の政策・制度改善状況等、調査提言の効果を十分フォローアップすることが必要。	
	我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進			NGOやCBO、我が国地方公共団体との連携については、効果の十分なフォローアップが必要。	
	円借款業務の質の向上			第三者評価やSAFの質の向上、それら提言の開発途上国政府等における実現が課題。	
我が国資源の安定確保	我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保			中東情勢、アジア地域で想定されるエネルギー需要の急増等を勘案し、安定的な資源確保に資するような案件を引き続き支援していくことが必要。	
	高リスク・巨額な資源案件への適切な対応			今後は、リスクテイク機能の活用による案件への取り組みをさらに強化し、中東、CIS等における大型石油・天然ガス案件を中心に資源案件の開発動向、海外資源関連企業の再編等を踏まえ、引き続き日本企業のリスク軽減や資金需要への適切な対応に努めることが必要。	

分野	課題	課題への取り組み状況の評価		
		適切	概ね適切	
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	日本企業の輸出競争力の確保			今後の市場動向の把握とそれに基づく情報提供、我が国民間金融機関の状況等を踏まえたりスクレイク機能の発揮を通じ、プラント商談をさらに支援することが必要。
	日本企業の輸出機会の創出			案件発掘・形成調査業務については、制度改善の効果のフォローアップが必要。
	我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築			引き続き日本企業が競争力を維持できるようなルール、枠組みを積極的に提案していくことが必要。
我が国産業の国際事業展開の支援	開発途上国における日本企業の事業機会の創出			パフォーマンスボンド等に対する保証制度を創設、機動的に支援を実施する等、課題への適切な取り組みがなされている。
	日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援			経済インフラ案件への取り組み、投資環境改善への活動とも、日系企業からの要望は強く、ニーズの把握を徹底し、具体的な施策立案を行うことが必要。
	日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成			我が国民間金融機関経由や、国際機関との協調によるツーステップローン等、課題への適切な取り組みがなされている。
	開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応			現地日系企業の定期的業況調査の実施等、課題への適切な取り組みがなされている。
開発途上国の地球規模問題への対応支援	開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充			クリーン・テクノロジー案件は、我が国酸性雨問題への対応をも勘案し中国で多く実施されてきたが、広いニーズがあるCO2排出抑制案件を含め、他国でも着実な案件発掘、形成が必要。また、開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識、対応能力向上にも配慮が必要。
	日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充			我が国政府の京都議定書批准(2002年6月)、議定書発効の見通しを踏まえ、出融資制度の一層の拡充や開発途上国、国際機関との連携強化等に努め、具体的案件への取り組みの強化が必要。
	地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化			人口問題は、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要。また、新ODA大綱における平和構築分野でのODA活用への言及、世界水フォーラム後のエビアンサミットで、我が国政府が水問題への行動計画策定を主導したこと等を踏まえ、紛争、水問題等への継続的なフォローアップが必要。
	地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化			水問題対応等に向けた連携促進のための仏AFDとの取極め、スリランカ、アフガニスタン等復興支援に関する調査・ワークショップ等、課題への適切な取り組みがなされている。
合計		22	11	

意見書

本意見書は、「平成 14 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会（構成委員は別紙の通り）」の第 2 回会合（平成 15 年 9 月 17 日開催）での議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取り纏めたものである。今回の議論の前提となる第 1 回会合（平成 15 年 6 月 13 日開催）での評価手法他に関する指摘事項は別添の通り。

1. 評価書の妥当性について

- (1) 評価手法の適用は適切になされている。ただし、以下を検討すべき。
 - ・ 評価の総合化及び段階評価に至る過程の明示、計画に含まれる「目標/取り組み例」の量的・質的評価の整合的な説明。
 - ・ 評価の観点として、国益や民間企業・金融機関からの視点にさらに配慮。後者についてはアンケート結果の活用。
 - ・ 各事業分野を取り巻く環境の記述を工夫して、「課題」と実際の業務との差を明らかにすること。
- (2) 今後の取り組み、改善策等の記述については、以下を検討すべき。
 - ・ 特定の取り組み、改善策等を提示する理由の明示。
- (3) 構成、表現振り等形式面の改善点については、以下を検討すべき。
 - ・ 簡潔な標題の設定や分かり易い記述。
 - ・ 記号等を使用した評価結果の平易な開示。

2. 制度運用の改善点について

- (1) 業務の現場による自己評価、対応策の提示については、以下を検討すべき。
 - ・ 現場の自己評価に基づく業務改善の促進。その過程で、例えば各事業分野毎の組織横断的なしくみを試みること。
- (2) 「目標/取り組み例」、「指標」の見直しについては、以下を検討すべき。
 - ・ 環境及び「課題」の変化を踏まえた「目標/取り組み例」、「指標」の機動的な見直しと、政策金融機関としての機動性の対外的説明。
 - ・ 「課題」と「指標」との間のミスマッチがないかどうかの検討。
 - ・ 追加的な「目標/取り組み例」として評価した事項につき、次年度以降の計画への取りこみを検討すること。
- (3) その他
 - ・ 他の政策金融機関等とも評価手法や結果に関する情報を共有し、比較検討すること。
 - ・ 試行錯誤しつつ、本制度を着実に進めていくこと。

平成 15 年 9 月 26 日

国際協力銀行業務運営評価制度
平成 14 年度年間事業評価に係る
外部有識者委員会
座長 高木 勇三

委員一覧（座長を除き 50 音順）

高木勇三 日本公認会計士協会理事（座長）

大住荘四郎 新潟大学経済学部教授

岡部直明 日本経済新聞社取締役論説主幹

角田博 社団法人日本経済団体連合会国際経済本部長

城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科助教授

第1回委員会議事要旨

1. 評価手法について

評価手法については、委員会より妥当との判断を得た。ただし、以下の点に留意することが指摘された。

- (1) 質的評価の観点のうち効率性については、必要不可欠な観点と認められる一方、政策金融機関としての業務の特性を踏まえ、どの程度これを用いるかは運用の中で検討していくべきである。
- (2) 段階評価に際し、「取り組みが不十分」等、現場の士気を下げするような表現は避けるべきで、業務改善に向けた具体的な行動を促すために、今後の対応策を提示することが望ましい。

2. その他の指摘事項

- (1) 政策金融機関のあり方を決定するのは原則として政治やマーケットであるが、本評価制度は、独立行政法人との相違点、政策金融機関としての独自性や自律性を明らかにしていくのに役立つであろう。
- (2) 業務戦略(中期計画)は、民間企業等の例から毎年見直すことも考えられるが、効果の発現に相応の時間を要する本行業務の特性を踏まえると、3年程度での見直しを想定する現制度は妥当である。ただし、「課題」への具体的な取り組みである「目標/取り組み例」、その実施状況を計る「指標」については、業務を取り巻く環境を反映し、適宜見直すことがあっても良い。

以上